

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 原 謙 二

P S A 精密測定に関する『Q & A』について

区分「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「7」P S A 精密測定（1 6 0 点）の算定にあたり、診療報酬明細書への記載に関する『Q & A』を作成いたしましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

P S A 精密測定につきましては、平成 1 6 年度診療報酬改定で「検査結果が 4 . 0 ng/ml 以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3 月に 1 回に限り、3 回を上限として算定できる」との取扱いに改めました。しかし、診療報酬明細書に検査値等を記載する要件など留意事項通知や診療報酬請求書等の記載要領通知に不備があったため、現場に混乱を招いておりました。

今般、厚生労働省当局と協議の結果、留意事項通知の一部訂正を行い、なおかつ診療報酬明細書への記載に関する『Q & A』を整理いたしましたので、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 7 月 1 日号に掲載するとともに、日医ホームページ上にある「平成 1 6 年 4 月診療報酬改定『Q & A』」を更新することで対応させていただきます。

また、郡市区医師会宛にも同様の連絡をさせていただきますことを申し添えます。

記

1 . 留意事項通知の一部訂正（平成 1 6 年 6 月 4 日付け事務連絡（保 3 4 ）で連絡）
[D 0 0 9 腫瘍マーカー]

（ 4 ）「 7 」の P S A 精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定ま

での間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、P S A 精密検査の検査結果が 4 . 0 ng/ml 以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 . 腫瘍マーカー（P S A 精密測定）に関する『Q & A』

厚生労働省当局と合意済み

Q 1 . P S A 精密測定を実施した場合は、検査値を診療報酬明細書の「摘要」欄に記載することになったが、初回の場合も検査値を記載する必要があるか。

A 1 . P S A 精密測定を2回以上算定する場合には診療報酬明細書の「摘要」欄に検査値を記載する必要があるが、初回の場合は記載する必要はない。

（平成16年4月診療報酬改定「参考資料」主な正誤等 No . 2 No.12 参照（平成16年5月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「平成16年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について（保医発第0528003号）」で訂正された））

Q 2 . 算定回数が複数月に1回のみとされている検査を実施した場合は、診療報酬明細書の「摘要」欄に前回の実施日（初回の場合は初回である旨）を記載することとされているが、P S A 精密測定についても、初回の場合は初回である旨を記載する必要があるか。

A 2 . 記載する必要はない。ただし、前立腺癌の確定診断がつかず P S A 精密測定を2回以上算定する場合は、「摘要」欄に 未確 と表示し、当該検査の実施月日及び検査値をすべて記載する必要がある。

Q 3 . P S A 精密測定を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書に当該検査の実施月日及び検査値をすべて記載することとされているが、当該検査を外注している場合、翌月の請求日までに検査値が判明していないことがあり得る。このような場合、どのように取り扱えばよいのか。

A 3 . 検査値が判明していないため、やむを得ず記載することができない場合には、その旨を診療報酬明細書に記載することで差し支えない。

事務連絡（保 3 8 ） F
平成 1 6 年 6 月 9 日

郡市区医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 原 謙 二

P S A 精密測定に関する『Q & A』について

区分「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「7」P S A 精密測定（1 6 0 点）の算定にあたり、診療報酬明細書への記載に関する『Q & A』を作成いたしましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

P S A 精密測定につきましては、平成 1 6 年度診療報酬改定で「検査結果が 4 . 0 ng/ml 以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3 月に 1 回に限り、3 回を上限として算定できる」との取扱いに改めました。しかし、診療報酬明細書に検査値等を記載する要件など留意事項通知や診療報酬請求書等の記載要領通知に不備があったため、現場に混乱を招いておりました。

今般、厚生労働省当局と協議の結果、留意事項通知の一部訂正を行い、なおかつ診療報酬明細書への記載に関する『Q & A』を整理いたしましたので、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 7 月 1 日号に掲載するとともに、日医ホームページ上にある「平成 1 6 年 4 月診療報酬改定『Q & A』」を更新することで対応させていただきます。

記

1 . 留意事項通知の一部訂正（平成 1 6 年 6 月 4 日付け事務連絡（保 3 4 ）で連絡） [D 0 0 9 腫瘍マーカー]

- （ 4 ）「 7 」の P S A 精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1 回を限度として算定する。ただし、P S A 精密検査の検査結果が 4 . 0 ng/ml 以上であって前立腺癌の確定診断が

つかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2. 腫瘍マーカー（P S A精密測定）に関する『Q & A』

厚生労働省当局と合意済み

Q 1 . P S A 精密測定を実施した場合は、検査値を診療報酬明細書の「摘要」欄に記載することになったが、初回の場合も検査値を記載する必要があるか。

A 1 . P S A 精密測定を2回以上算定する場合には診療報酬明細書の「摘要」欄に検査値を記載する必要があるが、初回の場合は記載する必要はない。

（平成16年4月診療報酬改定「参考資料」主な正誤等 No. 2 No.12 参照（平成16年5月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「平成16年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について（保医発第0528003号）」で訂正された））

Q 2 . 算定回数が複数月に1回のみとされている検査を実施した場合は、診療報酬明細書の「摘要」欄に前回の実施日（初回の場合は初回である旨）を記載することとされているが、P S A 精密測定についても、初回の場合は初回である旨を記載する必要があるか。

A 2 . 記載する必要はない。ただし、前立腺癌の確定診断がつかず P S A 精密測定を2回以上算定する場合は、「摘要」欄に **未確** と表示し、当該検査の実施月日及び検査値をすべて記載する必要がある。

Q 3 . P S A 精密測定を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書に当該検査の実施月日及び検査値をすべて記載することとされているが、当該検査を外注している場合、翌月の請求日までに検査値が判明していないことがあり得る。このような場合、どのように取り扱えばよいのか。

A 3 . 検査値が判明していないため、やむを得ず記載することができない場合には、その旨を診療報酬明細書に記載することで差し支えない。